

「第135回 松戸市都市計画審議会」議事録

1 開催日時 令和元年10月18日（金）
10時00分から10時52分まで

2 開催場所 松戸市役所 新館7階 大会議室

3 出席者

(1) 松戸市都市計画審議会委員

①出席委員（11名）

・市議会議員

市川 恵一 杉山 由祥 高橋 伸之 増田 薫 松尾 尚 ミール 計恵 箕輪 信矢

・学識経験者

小野寺 克 福川 裕一

・関係行政機関の職員及び住民の代表

恩田 忠治 佐藤 剛

②欠席委員（6名）

秋田 典子 金尾 健司 椿 唯司 中山 政明 西村 幸夫 相澤 忠利

③会議の成立

17名の委員総数のうち11名の出席により成立

(2) 事務局及び議案関係課

①事務局

・街づくり部

福田部長、森岡審議監、本多審議監

・都市計画課

谷口課長、安食専門監、萩原課長補佐、泉課長補佐 他7名

②議案第1号

・都市計画課

谷口課長、安食専門監、萩原課長補佐 他3名

③議案第2号

・みどりと花の課

岸課長、三末専門監、他2名

(3) 傍聴者

0名

4 議題及び説明者

- (1) 議案第1号「松戸都市計画地区計画八ヶ崎二丁目地区地区計画の変更について」
都市計画課
- (2) 議案第2号「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」
みどりと花の課

5 議事の経過

- (1) 開催 (10:00)
- (2) 審議監挨拶 (10:01)
- (3) 事務局報告 (10:03)
委員の出欠状況及び会議の成立 議事録署名人：市川委員 杉山委員
- (4) 開会（議長 福川会長） (10:06)
- (5) 事務局議題概要説明 (10:07)
- (6) 公開の確認 (10:08)
公開することに決定
- (7) 傍聴の報告 (10:08)
傍聴の申出 0名
- (8) 審議開始 (10:09)
- (9) 議案第1号 説明 (10:09)
議案第1号「松戸都市計画地区計画八ヶ崎地区地区計画の変更について」
- (10) 議案第1号 質疑 (10:17)
- (11) 議案第2号 説明 (10:33)
議案第2号「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」
- (12) 議案第2号 質疑 (10:42)
- (13) 閉会（議長 福川会長） (10:52)

6 配布資料

- ・次第
- ・席次表
- ・松戸市都市計画審議会委員名簿
- ・議案書
- ・議案の説明資料

7 議 事 概 要

議案第1号「松戸都市計画地区計画八ヶ崎二丁目地区地区計画の変更について」

【説明要旨】

都市計画課

都市計画課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号「松戸都市計画地区計画八ヶ崎二丁目地区地区計画の変更」についてご説明させていただきます。本件は、前回の都市計画審議会にて報告させていただきましたが、今月下旬に開業が予定されております八ヶ崎二丁目の複合型商業施設「テラスモール松戸」につきまして、一団の街区において定めている、地区計画の変更に関するものでございます。

それでは、A4横の資料をめくっていただいて3ページ目をご覧ください。こちらにつきましては位置図になりますが、赤の破線で示しました国道6号線と青の破線で示した都市計画道路3・3・7号との交差点付近の赤丸で示した箇所にて、テラスモール松戸の開業準備が進められております。

本地区には現在地区計画が定められておりますが、今回の変更では、建築物等の用途の制限について一部変更するものとなります。なお、この変更は、部分的な見直しであるため、千葉県との協議が必要ないものとなります。

それでは、4ページをご覧ください。こちらが計画図となります。赤線で囲まれたエリアが、現在、八ヶ崎二丁目地区地区計画が都市計画決定されているエリアでございます。

続きまして5ページをご覧ください。本地区計画の決定及び変更の経過となります。

まず、平成29年3月31日に本地区計画を当初決定いたしました。この地区につきましては、以前、松戸市の公設市場である北部市場が立地していました。平成28年6月定例会におきまして、北部市場の廃止が決定されましたが、当該地の用途地域は準工業地域であり、様々な土地利用が可能となる地区となっております。

このようなことから、将来に渡り市民生活に貢献するような土地利用を図るべく、「地域住民の利便性を向上させる施設の整備」を目的とする地区計画を、平成29年3月に都市計画決定させていただきました。

その後、平成30年4月1日に本地区計画の一部変更を行っております。それは、平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、新たな用途地域として「田園住居地域」が創設されたことによるものです。この新たな用途地域の創設に伴い、建築基準法の一部改正も生じました。本地区計画の一部におきましても、建築基準法を引用し、建築物等の用途の制限を行っており、この建築基準法の一部改正に伴いまして、条項ずれが生じたことから、本地区計画の表記の一部を変更したものです。ここまでの、当初決定とこれまでの変更の経過となります。

次に今回の変更についてご説明させていただきます。

1枚めくりまして、6ページをご覧ください。本件の変更内容について示しました、新旧対照表となります。

変更点につきましては、赤字、赤の下線で示した箇所となります。なお、決定している地区計画のうち、今回の変更に係る部分のみ抜粋したものとなります。

全体の新旧対照表につきましては、別途A3の資料にて配布させていただいております。

まず、「建築物等の用途の制限」に記載されている9番についてですが、今回の変更に合わせて、他の表現との整合を図る為、いままで漢数字表記であったものを、算用数字に変更し、文章末尾の「句点」につきましても、削除するものでございます。

次に10番、11番についてです。具体的には次のページにてお話いたしますが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」いわゆる「風営法」の「第2条第1項第1号から第3号及び第5号、並びに同条第5項に規定する営業を営む施設」について制限をしておりますが、この中の「第2条第1項5号に規定する営業を営む施設」につきまして、新たに11番の項目を設け、個別に規定を設けることとなります。

この見直しにより、基本的には第2条第1項5号に規定する営業を営む施設の制限に変更はありませんが、大規模小売店舗内の一部区画に設ける場合については、その適用からはずすこととなります。

7ページをご覧ください。今回の見直しに係る「風営法第2条第1項5号」につきましては、お手元の資料記載の通りの規程ですが、その対象はいわゆる「ゲームセンター」を指しております。

本地区計画の決定にあたっては、この地区を「周辺の住居系用途に調和」したものとするため、「ゲームセンター」単独の立地を制限する目的で、この風営法の規程を用いて、建物用途の制限をいたしました。こうした中、テラスモール松戸の開業準備が進み、出店計画が具体化される中で、現在、計画されている、施設の一画で、ゲーム機等を設置するアミューズメント施設でさえ、場合によってこの風営法の対象になる可能性があることが判明しました。

風営法の施行令では、大規模小売店舗内の一画のゲームコーナーは、その対象から除く、いわゆる、適用除外の措置が明記されておりますが、風営法の対象となる場合と、ならない場合が混在している状況でございます。

元々、ゲームセンターは昭和59年に、ゲーム機賭博事犯や少年のたまり場となっていた経緯から、風営法改正時に規制対象とされてきましたが、近年、複合型商業施設内の一画のアミューズメント施設につきましては、家族ぐるみの買い物、レジャーはもちろん、高齢者の社交場となるケースや、子育て世代の憩いの場となっている状況を見ても、地域の集いの場の形成からも意義があるものと考えます。

以上のことから、アミューズメント施設を含めた、今回の複合型商業施設の計画は、本地区計画で定めている、「地区計画の目標」や「土地利用の方針」の趣旨に合致し、「利便性を向上させる機能を備えた快適で潤いのある拠点形成」に資するものと判断させていただきましたので、必要となる変更を行うものです。

次に8ページをご覧ください。スケジュールになります。

事業者との協議を行い、検討を行ったうえで、前回8月6日に開催した都市計画審議会にて、本件について報告をさせていただきました。その後、9月3日から2週間にわたり原案について縦覧を行わせていただきました。原案縦覧の結果といたしましては、縦覧者は1名、意見等はなしとなっております。その後、10月1日から15日まで案の縦覧を行いました。案縦覧の結果といたしましては、縦覧者なし、意見書なしとなっております。

本日の都市計画審議会にて最終審議していただき、その後、都市計画変更を予定しております。

なお、資料にも記載し、先ほどご説明いたしましたとおり、千葉県との協議は不要となりま

すので、都市計画手続きは通常の手続きよりも大幅に短縮されます。

議案第1号「松戸都市計画地区計画八ヶ崎地区地区計画の変更」の説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見ご質問ございますか。

委員

よろしくお願いいいたします。この、一画と言うのはどの位の規模を言うのかということと、この建物のデザインというか、コンセプトに馴染ませられるのかというところは、どのように判断できるのでしょうか。

都市計画課

一画と言うのは、具体的な面積を示しておらず、建物の一部と言う意味です。大店法の対象となる商業施設は1000㎡以上となっておりますので、そのなかの一部と考えていただければと思います。参考ですが、八ヶ崎の商業施設内のゲームセンターの面積は533㎡となっております。

会長

よろしいでしょうか

委員

デザインの馴染ませ方について教えてください。

都市計画課

デザインについては都市計画の範囲でないので、ご理解いただきたい。

委員

一点目ですが、地区計画のある地区内での開発行為というのは、行為着手の30日前までに市町村に届出が必要となるということと思いますが、開発業者からの届出があったのはいつでしょうか。またどのような内容の届出だったのかを教えてください。

都市計画課

地区計画については平成30年5月に届出がされております。また都市計画法29条の開発行為については平成30年5月30日に許可されております。

委員

質問の主旨は、去年の5月に地区計画の届出がなされたということですが、このゲームセンターのための地区計画の変更が今になっているというのは、時間が少し遅いのではないかと思います。

ったのです。もっと早めにやるべきではないかと思ったのです。その時点で内容がわからなかったと言うことでしょうか。

都市計画課

最初の届出の時点では、まだテナントまで決まっておりました。テナントがはっきりして、出店計画が出てきたのが8月になります。

委員

わかりました。出店計画の内容、具体的な詳細な内容がわかったのは今年の8月に入ってからとのことです。この場合、地区計画に適合していないとき、適合するように勧告を行うことができると規定されていますが、適合するように変えてくださいと言うような勧告をしているのでしょうか。

都市計画課

勧告ではありませんが、風営法の届出を出さない方向の話をしたのですが、事業者さんから風営法は判断が難しい、警察も風営法にかかるかについてなかなか判断してくれない。そのため営業を始めてから指導の対象となるのは困る、事業者としては安全な営業を担保したいため、風営法の届出を出したいと言う相談がありました。

委員

先ほどの説明の中でも、混在しているとおっしゃいました。そこにかかるということかと思えます。風営法にゲームセンターにかかるかかからないかと言うことが、混在しているとおっしゃっていて、そこもわからなかったので説明いただきたいのですが、そこいまのご説明とかぶるのかと思えます。今のご説明も含めて、もう少し詳しく説明いただけますか。

都市計画課

風営法の施設と言うのは、この施設・このゲームセンターは確実にかからないから届出がいらないと決まるのが一番良いのですが、なかなかグレーゾーンが多くはっきりしないところがございます。私どもも調べましたが、個々の事案になりますので情報を入手するのが難しい状態です。風営法の届出がいらないと言うことがはっきり出てくればよいのですが、そこがはっきりしないので、事業者は万が一、営業を開始してから届出が必要とか指導を受けるなどは困るため、どうしても届出をしたいと言う話がありました。

委員

要するに、万が一風営法にかかってしまい、後から営業できなくなることが困るために、最初に地区計画の変更をしたということですか。ちなみに、ゲームセンターが風営法にかかるかどうかの大きな基準はあるのでしょうか。

都市計画課

場所の配置にもよりますが一番大きいのは、3方向が壁に接しているというのがあります。テナントさんにしても具体的な位置が決まらなかったことから、風営法届出の要因のひとつになったときいております。

委員

ありがとうございます。そうすると先ほどの増田委員の質問と重複するかもしれませんが、どこに位置するかということです。今回のゲームセンターについては3方向は壁に接していないということでしょうか

都市計画課

今回は3方向が壁に接しております。

委員

そうすると、より風営法にかかる可能性が大きいということですか

都市計画課

そうです。そのため、事業者としては心配しているところです。

委員

それでは、そもそも地区計画とはなんぞやと言う話になりますが、良好な住環境の整備などを目的として、作られたものであるにもかかわらず、風営法にかかるようなゲームセンターを商業施設の中に設置するために地区計画を変更するのは本末転倒だと思うのですが。

都市計画課

本末転倒と言うか、もともと我々が前提としていたのは、八ヶ崎二丁目の北部市場跡地に単発のゲームセンターだけを建てることを防ぐということです。以前、八ヶ崎二丁目の6号沿いにあったゲームセンターのようなものを建てさせないという考えでした。実際に安定した事業者さんが入っていただき、その中で単発のゲームセンターは防げたかと思っております。

委員

ぱちんこ店なども規制されているということですね。こういった地区計画が、全部にできるといいと私は思っております。調べたところ松戸市内には7つの地区計画があり、それぞれ建築の制限と言うのは若干違うところがありますが、この地区計画をそもそも作る基準、どういふところに地区計画を適用するのでしょうか

都市計画課

もともと地区計画の前に、都市計画として用途地域制度と言うのがあり、そちらで建物の用途規制を行っております。その中でも、さらに細かく建物の用途規制を行いたいとの話が地元

から発意があった場合と考えています。地区計画は行政から押し付けるものではないので、松戸市内であれば、北総線沿線の3地区等は理想の街を作りたいと言う話がありましたので、当時地区計画を区画整理組合と協議して、地区計画を導入した経緯がございます。地区計画は、本来の規制より細かい規制をかけますので、地元の地権者の同意等が必要となります。基準と致しましては、今後幅広い用途地域を指定している大規模な地区などについては適用していく必要があるとは思っております。現在、このような地区には必ず地区計画を定めなければならないと言うのはありません。

委員

ありがとうございました。大変よくわかりました。

基本的に、私は反対と考えていましたが、そもそもこの地区の地区計画の目的が、単発の大きなゲームセンターやぱちんこ屋の建設を防ぐことを想定してつくられたとのことだったので、少し悩みます。

追加でもう一点ですが、今日の説明資料の7ページの変更内容(2)ですが、「合致」と言うところ、近年のアミューズメント施設は憩いの場、高齢者の社交場になっているという認識は、どういう風に、誰が認識しているのでしょうか。風営法では規制している場所において、こうやって言い切れるかは疑問です。

都市計画課

何人入っているから社交場と言った様な具体的な基準はありませんが、最近の同様の施設を見ていると、やはり一昔前の我々世代が使っていたゲームセンターとは違いまして、高齢者がかなり利用されているのがわかります。昔のゲームセンターのイメージではなく、最近では家族連れで楽しんだりされているようです。昔の規制されていたゲームセンターとは変わってきたのかと思います。ただ、数字等の持ち合わせはないので具体的な数値で示すことはできませんが、イメージがかなり変わってきているのは事実です。

委員

市のほうの判断ということでよろしいですか。今回のこのアミューズメント施設については、青少年の風俗を乱すような、健全な育成を阻害するようなものではないと言う市の判断と言うことでよろしいでしょうか。

都市計画課

そのとおりです。

会長

それではご意見ないようですので、ここで質疑を打ち切り議案第1号「松戸都市計画地区計画八ヶ崎二丁目地区地区計画」の採決に移りたいと思います。

議案第1号に賛成の方、挙手をお願いいたします。

委員一同

賛成多数

福川会長

賛成多数で可決いたしました。

ありがとうございました。

議案第2号「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」

【説明要旨】

みどりと花の課

みどりと花の課です。よろしくお願いたします。

それでは、第2号議案「松戸都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、ご説明させていただきます。

松戸市では、平成3年の生産緑地法の改正により、平成4年11月に都市計画変更を行い、市街化区域内の農地約169.31haを生産緑地地区に指定しました。

その後、主たる農業従事者の死亡、又は故障等により発生しました、「買取の申出による行為制限の解除」に伴う生産緑地地区の廃止や、また、生産緑地地区の一団化等による追加などがあり、平成31年4月1日現在の生産緑地地区は、504地区、約125.31haとなっております。

次のスライドです。本日も審議いただく18地区の変更箇所の位置図でございます。

お手元の資料と同じものでございます。黄色い点の箇所が廃止または一部廃止の箇所、赤い点が一部追加の箇所となります。それぞれの変更箇所の形状等につきましては、前にお渡ししております議案第2号の資料のとおりとなっております。

この度の変更の理由につきましては、1つ目、買取の申出による行為制限の解除に伴う廃止が14地区、2つ目、既に指定されている地区の一団化が図られることによる追加が3地区、3つ目、一部廃止に伴う地区の分割が1地区の、合計18地区となっております。

次のスライドで、生産緑地地区の廃止に至る、都市計画変更手続きの流れについてご説明いたします。

生産緑地地区につきましては、一度指定を行いますと、主に公共施設等の用地として利用される場合のほかは、「主たる農業従事者が死亡した場合」や「農業に従事できなくなる病気や怪我を負った場合」、または「生産緑地地区指定後30年が経過した場合」に限り、買取の申出を行うことができるようになっております。このなかで最初に指定後30年を迎える生産緑地地区は2022年、令和4年になってはじめて発生することになりますので、現在は黄色の部分、主たる従事者の死亡等が理由になる場合にだけに、市に対して買取の申出ができ、そのうち市は、県や企業庁など公的機関等への買取希望の照会や、農地のまま取得する方がいないか農業委員会等を通じて従事者へのあっせん等を行います。

しかし、申出を受理してから、3ヶ月の間に、買取希望やあっせんが不調となった場合は、生産緑地地区内の「行為制限」が解除され、建築物の新築等の行為が可能な状態となります。

この行為制限の解除によりまして、生産緑地としての機能が失われることに伴い、その後の都市計画の変更手続きに進み、千葉県との協議や、毎年この時期に開催しております都市計画審議会等を経て、生産緑地地区が廃止されるという流れとなっております。

よって、都市計画審議会の開催時におきましては、既に宅地化されている生産緑地地区もあり、都市計画の変更が後追いにならざるを得ない状況になってしまいますが、生産緑地法に基づく事務手続きでございますので、ご理解をいただければと思います。

次のスライドは、今回、買取の申出により行為制限が解除され廃止となった地区における買取申出の理由の内訳でございます。主たる従事者の死亡によるものが9地区、主たる従事者の故障によるものが5地区の合わせて14地区となっております。

次に、既に指定されている地区の一団化が図られることによる生産緑地地区の追加の内容についてご説明いたします。

8ページのスライドです。この度は追加指定の箇所は3地区で計5筆が追加となっております。

左側の青色の枠内の図にあります「369号新作第2生産緑地地区」「370号新作第3生産緑地地区」「375号新作第8生産緑地地区」となります。

このうち、370号の生産緑地地区の概略図、右の図でご説明しますと、元々存在していた生産緑地が白い部分であり、その生産緑地と接する、赤色の部分が今回追加対象となる農地でございます。この赤い箇所の農地について、所有者から追加指定希望の相談を受け、現地調査の上、指定の基準を満たす「一団化」が図られることから、追加となるものでございます。

この度はこの3地区が追加指定の案件となります。

次に、生産緑地地区の一部廃止に伴う、地区の分割の内容についてご説明いたします。

10ページのスライドをご覧ください。場所は、平賀にあります86号生産緑地地区となります。下の概略図でご説明いたします。

もともと5筆で一団となっていた生産緑地地区でございます。赤線で囲まれた部分になりますが、所有者の方が複数いらっしゃる、地区の真ん中、黄色の箇所について買取りの申出があり、廃止により分割されることから、便宜上ではございますが、右側の図のとおり、残された一方の生産緑地地区に新しく689という番号がついたものでございます。

次のスライドです。ここまでご説明させていただいた生産緑地地区の変更内容をまとめ、表にしたものでございます。変更後の地区数及び面積は、497地区で合計約122.60haであり、前回の平成30年度と比べまして、地区数で7地区の減少、面積にして約2.71haの減少となっております。

最後に、都市計画の変更の経過と今後の予定についてご説明いたします。

案の縦覧につきましては、広報まつど8月15日号でお知らせし、令和元年8月15日から8月29日まで行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。なお、今後については、本日の都市計画審議会において、ご審議をいただき、ご賛同をいただければ、千葉県知事に対し、法定協議に入らせていただきます。順調に進めば、12月上旬には都市計画の変更の決定告示となります。

以上が、「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」の説明となります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長

ただいまの説明について、ご意見ご質問ありませんか。

委員

ありがとうございます。今回、生産緑地地区の変更と言うことで、毎年同じような形で変更の議案が出されてくるのですが、松戸市の条例で生産緑地の指定要件が変わりました。500㎡以上だったものが300㎡以上で指定ができることになって、いわゆる道連れ解除と言うものが大きな問題になっていた、つまり一部を解除したことにより、500㎡以下となった生産緑地が解除となってしまい宅地化されてしまうということです。今後、そういったものをなくしたとして、この松戸市としてどの位の生産緑地を残していきたいのか。もちろん、土地の所有者の意向、営農の意向が大きく左右するとは思いますが、都市計画として松戸市としてはどの程度残していきたいという方針みたいなものはありますか。ない場合は決めていく意向はありますか、お聞かせください。

みどりと花の課

生産緑地地区は、市街化区域内の農地が対象となりますので数字としての限界はあるかと思えます。そうした中で数値目標というのは、すでに宅地化農地自体が減少しておりますので、現状維持という部分でさえ難しいと考えております。今年3月に策定されました松戸市都市農業振興計画の中で、「市街化区域内の農地は生産緑地の制度によって保全していこう」という方針が示されましたので、10月1日よりこれまで一団化という部分の追加指定しか認めていなかったものを、一団化ではない、まったく接していない農地でも追加を認めていこうという方針に変更しました。

こうした中で、2022年に生産緑地指定後30年を迎えるところで、今までなだらかだった減少傾向だったものが、少し大きくなるのかと考えております。そこで松戸で農業をやっている方に対してはやるべきことはやるということで、条件緩和をさせていただきました。

アンケート調査の中では8haほどの追加希望の回答がありました。十分なお答えにはなりません、できる限りやっっていこうという方針であることをご回答とさせていただければと思います。

委員

法律の趣旨としては、基本的に生産緑地法というものが都市計画法の中では例外的なもので時限立法、時限を決めている生産緑地制度が、今後は特定生産緑地という形で10年ごとに区切られるということになるわけです。今まで人口が増えていて、住宅を供給しなければならなかったという目的を考えれば、生産緑地というのは住宅の供給源としての役割を一部果たしていたところがあったのですが、それが今後は役割が変わるわけです。そうなったときに、市街化区域内の農地と言うのは、非常に営農するのにあまり適していない土地もあつたり、逆に周辺環境に対する影響、周辺住民からの苦情などから営農しにくい部分もあり、それが原因で残せない残さない方もたくさんいらっしゃるのも事実です。もしそれを残して行こうという方針、もちろん都市計画上重要なところもありますから全てとは言いませんが、残したいという方々

が営農しやすい環境と言うのも一部変更して整備していかないと、残していきたくても残せなくなってしまうので、その辺も含めて農業従事者に寄り添い一緒に考えていていただきたいと思います。

委員

一点、生産緑地地区の数と面積の推移のグラフで、平成8年から9年にかけて非常に増えているのですが、これはどうしてでしょうか。政策的なものでしょうか。

みどりと花の課

お答えします。これは生産緑地の追加指定ということでの対応がこのときにありました。

その背景には、平成3年の法改正の中で、平成4年のうちに生産緑地の指定を行って欲しいという国の方針の中で3大都市圏全体がこのスケジュールで動いたのですが、農地の所有者が的確に農地を生産緑地に指定するか否かの判断を、この短時間のスケジュールの中でしなければならなかったという状況がありました。そのため、追加指定をしてほしいという要望が松戸市に上がりました。これは松戸市だけではなく3大都市圏全体でも要望が多くあり、国の方針の中で平成8～9年にかけて追加指定を行ったと言う経緯があります。

委員

駆け込み需要ということですか。

みどりと花の課

駆け込みというより、生産緑地法の理解と言うものが進んだ結果と言うことだと思います。

委員

ありがとうございます。これまでの経緯で、大体同じ割合で減っていると言うことは、農業従事者の死亡と故障と言うのが主な原因と考えてよろしいでしょうか。

みどりと花の課

ほとんどがそういった理由です。

委員

新規の農業従事者が増えなければ、減少はどんどん進んでいくということですね。

みどりと花の課

農業従事者の死亡・故障による現象は防げないと思います。先ほど委員のお話にもありましたが、松戸市で農業を続けたいと言う方には後押しをしていかなければならないと思っております。

会長

市街化区域内に農地があるのはけしからんと言う意見がある一方で、市街化区域を大きく作

ってしまったので区域内の農地は貴重だという意見がありまして、生産緑地法が改正された経緯があります。生産緑地の指定を受けるか、農業をやめるかというところで、農家の方はとても悩まれたと思います。死亡・故障で生産緑地が減っていく傾向はこのままだと思いますが、次の心配は30年の経過の後、ここで大きく減ると考えられます。

ここにいらっしゃる方は、都市の中の農地はとても重要だと思われると思いますが、今後改定が予定されている都市マスタープランでも議論になると思いますので、本審議会でも議論していきたいと思います。

どうもありがとうございました。ここで質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第2号に賛成の方挙手をお願いいたします。

委員一同

全会一致

会長

議案第2号は全会一致で可決いたしました。